

科目名 〈英語表記〉	国際民事手続法	科目ナンバー		授業形態
	International Civil Procedure Law	JAAPP8915		講義
担当者	国友 明彦	開講期	単位数	必修・選択
		前期	2	選択必修

1. 科目の主題

国際民事手続法（別名国際民事訴訟法）、すなわち、涉外事件に特有な手続法問題を扱う法分野

2. 到達目標

国際民事手続法の基本構造および基本的な概念の意味と用法を会得し、この分野の基本的な法律問題を解決できるようにすること。

3. 授業内容・授業計画

授業においては、講義方式と事前に出した問題〔以下、これを単にQという。主として下記ケースブック『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』から選ぶ〕について学生に答えていただく方式を適宜併用する。Qに対する解答について適宜補足説明をする。その他の重要な箇所や誤解の生じやすい箇所について重点的な講義を行なう。その際、随時質問を受け付ける。

* 以下、民事訴訟法(平成23年改正)は条文番号のみで引用する。

(1) 序論、裁判権免除、財産関係事件の国際裁判管轄総論

国際民事紛争の具体例を挙げつつ、純粹の国内民事紛争と異なるどのような特殊な問題が生じるかを概観する。その次に外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の概要を解説する。最後に、国際裁判管轄に関する基本概念と特別の事情による訴え却下(3の9)について講義する。

(2 前半) 被告の住所等による管轄権(3の2)

(2 後半～3) 3条の3に定める各種の管轄

特に1号の義務履行地管轄、3号の財産所在地管轄、4号の業務関連営業所所在地管轄、8号の不法行為地管轄に重点を置く。

(4) 消費者契約・労働関係に関する訴えの管轄権(3の4)、合意管轄(3の7)、応訴管轄(3の8)

このうち合意管轄に関しては、最判昭50・11・28民集29・10・1554等を取り上げる。

(5) 管轄原因事実の証明、知的財産権に関する問題、併合請求における管轄権(3の6)

最判平13・6・8民集55・4・727(ウルトラマン事件、円谷プロ事件)等を取り上げる。

(6～7) 人事・家事事件の国際裁判管轄、子の奪取

人事・家事事件の国際裁判管轄に関しては、現在は制定法がなく、判例と条理によっているところ、本稿執筆時点(12月)で、人事訴訟法等の一部を改正する法律案が国会で継続審議に付されており、いずれ成立にいたる可能性は高いとみられる。そこで、これらの回には、従来の判例にもふれるが、同法案に重点を置いた講義をすることとする。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約および同条約の実施法の概要と主要な解釈論上の問題もここで取り上げる。

(8) 当事者、送達、証拠調べ

「手続は法廷地法による」の原則の趣旨・目的について確認した上、当事者適格に関する東京地判平3・8・27判時1425・100等について検討する。

送達に関する司法共助について概観した後、ハーグ送達条約10条(a)号の留保とそれをめぐる裁判例について検討する。

証拠調べについて、司法共助のほか、文書提出命令などについても概観する。〔「証拠調べ」は時間の都合上省略するかもしれない。〕

(9) 外国判決の承認・執行(118)(その1)

まず、承認要件一般について最判平 10・4・28 民集 52・8・853、最判平 26・4・24 民集 68・4・329 などの判例を中心に検討する。次に、最判平 9・7・11 民集 51・6・2573 を素材として、懲罰的損害賠償を命ずる米国等の判決が承認の対象になるか、なるとして公序に違反しないかについて検討する。

(10～11 前半) 外国判決の承認・執行(118)(その2～3)

外国離婚判決の承認、および、非訟裁判の承認、特に子の引渡しについての外国判決の承認（東京高判平 5・11・15 家月 46・6・47）について検討する。また、代理出産された子の親子関係についての米国ネヴァダ州裁判の承認を拒絶した最決平 19・3・23 民集 61・2・619 について考える。

(11 後半) 国際的訴訟競合

内外で同時に訴訟が進行する国際的訴訟競合について裁判例と平成 23 年民訴法改正の際の議論を素材に検討する。なお、民訴 3 の 9 に関するものであるが、最判平 28・3・10 民集 70・3・346 もここで取り上げる。

(12) 保全命令、外国法の適用

保全命令の管轄について定める民事保全法 11 条について解説する。

裁判における外国法の適用に関しては、特に外国法の不明の場合の処置についての学説・判例に重点を置く。次に、外国法の適用違背と上告〔受理申立て〕（最判平 20・3・18 判時 2006・77）について簡単にみる。

(13) 国際商事仲裁

国際取引紛争を国際商事仲裁によって解決することの長所と短所を明らかにした上で、法理論上の問題点、すなわち、仲裁契約・仲裁手続・仲裁判断などについての準拠法、仲裁地の意義、外国仲裁判断の承認執行などについて検討する。判例としては最判平 9・9・4 民集 51・8・3657（リングリングサーカス事件）を取り上げる。

(14) 国際倒産、全体の復習

希望があれば、国際倒産法の骨子について解説する。

その後、全体について適宜復習を行なう。

(15) 期末試験

4. 事前・事後学習の内容

事前学習: 受講者には、下記のような国際私法の概説書や百選などについて予習することを求める。予習課題には質問形式の Q と簡潔に書かれた文献を指定してそれを読んでくることを求めるものがある。予習課題はその前の講義の日の翌日までには Moodle で伝えるよう努める。

予習課題は必須の課題と任意の課題に分ける。ケースブックの予習課題のうちには、高度なもの、少数説についてのもも含まれており、また、学習範囲の広さと深さの程度についての受講者の希望も異なっていることもありうるからである。

事後学習: 講義の内容を整理して、知識の定着を図ること。

希望者のみ対象の課題: 講義内容の復習、事例について法的解決を考える能力の涵養、論理的な文章を書く訓練のため、希望者向けに数回演習問題(事例式問題)を出し、希望者に文書ファイルのかたちで解答を書いてメールで送っていただき、添削して返し、授業の中で講評を行なう。

5. 教材

ケースブック： 櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第 3 版]』（2012, 有斐閣）

百選： 櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選[第 2 版]』（2012, 有斐閣別冊ジュリスト 210 号）

概説書は指定しないが、以下の 3 冊を推薦する。このうち 1 冊以上を用意すること。

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門[第 7 版]』（2012, 有斐閣双書）〔全項目をカバーしている〕

横山潤『国際私法』（2012, 三省堂）〔もっとも、送達、国際的訴訟競合および保全命令についての記述は簡略すぎ、国際商事仲裁についての記述が欠けている。〕

松岡博編『国際関係私法入門—国際私法・国際民事手続法・国際取引法—[第 3 版]』（2012, 有斐閣）〔全項目をカバーしているものの、保全命令など記述の簡略すぎる箇所もある〕

（中西康、北澤安紀、横溝大、林貴美著『国際私法』（2014, 有斐閣 Legal Quest）も優れた本だが、

	<p>取り上げている事項が国際裁判管轄、外国判決の承認・執行、外国法の適用に限られている。） 入門書：神前禎『プレップ国際私法』（2015, 弘文堂） 主要な参考書 本間靖規・中野俊一郎・酒井一『国際民事手続法[第2版]』（2012, 有斐閣アルマ）〔もっとも、一部、レベルの高すぎる章もある。〕 古田啓昌^{よしまさ}『国際民事訴訟法入門—国内訴訟との対比で考える』（2012, 日本評論社） [特に実務について参考になる。] 櫻田嘉章・佐野寛・神前禎編『演習国際私法 CASE30』（2016, 有斐閣） 六法：授業で毎回使用する。小型のものでいいので持参すること。 * 適宜、判例・学説の抜粋・要約、講義形式の解説部分のレジュメ・資料などを事前にまたは講義時に配布する。</p>
<p>6. 評価方法</p>	<p>◎絶対評価◎ 相対評価 学期末の試験：80% 平常点（授業における教員からの質問への解答など授業への参加状況。）：20%</p>
<p>7. 受講生へのコメント</p>	<p>もし研究指導の希望があれば、研究レポートの作成につき助言を行なう。 質問は、e-mail: kunitomo@law.osaka-cu.ac.jp または 国友研究室電話： 06-6605-2332 までどうぞ。</p>